

ペットは責任を持って 飼いましょう。



近年、多くの人が犬や猫などのペットと共生しています。そんな中、飼い主のマナーが守られていないことによる苦情が多く寄せられています。その苦情の多くが、犬のふんの放置によるものや、飼い主のいない猫に対する餌やり、適正に飼育されていない犬や猫に対するものなどです。動物を飼うに当たってはマナーを守り、愛情と責任を持ってペットに接しましょう。

問環境保全課 ☎ 295100

犬の飼い方

生後91日以上の子犬には、登録と年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。室内飼いで外に出さないという場合も必要です。無登録、未注射は法律違反となります。

登録時に交付される鑑札は、狂犬病予防注射済票とともに必ず犬の首輪につけてください。

放し飼いは山口県条例違反となります。きちんとつないで飼いましょう。

●犬の登録

登録手数料 3千円

手続場所 環境保全課、総合支所、支所
※飼い主や住所などが変わったときは、変更届の提出が必要です。

●狂犬病予防注射

○集合注射（4月）で受けた場合⇒注射済票をその場で交付します。

○市内の動物病院で受けた場合⇒注射済票をその場で交付します。

○市外の動物病院で受けた場合⇒注射済証明書必ず環境保全課または総合支所、支所に持参し、注射済票の交付申請を行ってください。

交付申請手数料 550円

手続場所 環境保全課、総合支所、支所

●散歩時のマナー

ふんの放置について、苦情が多く寄せられています。飼い犬と一緒に外出する時は、首輪とリードをつけ、ふんは必ず持ち帰り、適正に処理しましょう。

また、早朝・深夜の静かな時間帯は、音や声が遠くまで響きますので、周囲の迷惑にならないよう注意しましょう。

●ワンワン銀行

市では、生後90日未満の飼えなくなった犬を希望者に譲渡するワンワン銀行を行っています。

日時 毎月第2日曜 9時～10時

場所 今津町第三街区公園（市役所横）

猫の飼い方

●猫の飼い方3原則

①屋内飼育⇒放し飼いによる事故や、ふん尿などによる近所トラブルを防止する。

②身元の表示⇒飼い主の身元を表示し、迷い猫をなくす。

③不妊去勢手術⇒飼い主のいない猫を増やさない。

●野良猫への餌やり

飼い主のいない猫に対する、周辺の

環境に迷惑を与えるようなむやみな餌やりは岩国市条例違反となります。野良猫への餌やりは、近隣住民とのトラブルの元にもなりますので注意しましょう。

●猫のふん尿などで

お困りの人へ

①飼い主が分かっている場合は、現状を説明し、冷静に話し合います。

②猫の嫌がる臭いを利用しましょう。（忌避剤・どくだみ茶・生ニンニク・コショウなど）

③石やアルミホイルなどを敷き、猫の好まない環境を作りましょう。

※市では捕獲を行っています。環境保全課、総合支所、支所で、飼い猫（有料）・野良猫（無料）の引き取りを行っています。引き取りの日時については、問い合わせてください。

※動物への虐待は、動物愛護法により罰せられます。

